

えせ同和行為を排除しましょう!!

《えせ同和行為とは》

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して、「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をする行為です。



※部落差別とは

- ・「被差別部落に住んでいる」あるいは「被差別部落に生まれた」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出された、我が国固有の重大な人権問題です。
- ・「部落問題」「同和问题」とも言われ、差別は現在もなお存在しています。
- ・平成28年12月16日には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、令和4年7月8日には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。国をあげて同和问题の解決に向けた取組を推進しています。

幸手市では、部落差別に対する誤った認識を植えつける「えせ同和行為」の排除を呼びかけ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう人権教育・啓発活動を推進しています。

【問合せ】

幸手市総務部人権推進課
幸手市教育委員会教育部社会教育課

TEL 0480-43-1111 (内線162)
TEL 0480-43-1111 (内線642)